

| 湖 南 市 業 務 委 託 仕 様 書                 |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 湖南省例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務委託 | 湖委－５４５号   |
|                                     | 湖南省総務部総務課 |

## 1. 目的

この仕様書は、湖南省例規の制定改廃に係る事務の効率化と法制執務体制の充実を図るとともに、例規、法令の改正情報等により迅速かつ正確な例規改正及び例規更新を行い、住民への迅速な情報提供を行うことを可能とする法制執務支援業務について、必要な事項を定めるものである。

## 2. 基本仕様

### (1) システムの提供について

ア LGWAN 又は庁内にサーバを設置し管理する方式によるサービスの提供が可能であること。

イ LGWAN を用いてサービスを提供する場合、システムの提供に利用するデータセンターは、電力障害や地震等に対し十分な耐性があり、セキュリティ認証の取得など客観的に安全性が担保されたデータセンターを利用すること。

ウ データセンターにおけるネットワークについて、ファイアウォールを設け、適正なポリシーのもと運用を行うこと。また、不正なサーバへのアクセスや不正なパケットなどの検知及び防御ができることにより、健全なネットワーク環境を維持すること。

### (2) システムを利用するクライアントについて

例規集データの検索・閲覧・例起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。なお、本市のネットワーク環境で使用するクライアントについて、台数に制限を設けないこと。

ア OS : Windows7 以上

イ ブラウザ : Internet Explorer11 以上

Microsoft Edge 最新版

Mozilla Firefox 最新版

Google Chrome 最新版

※OS およびブラウザは随時最新版に更新する予定

### (3) 動作確認について

ア 本市のネットワーク環境での使用に適するものか確認するため、受託希望者は平成 29 年 12 月 5 日から平成 30 年 1 月 16 日のうち、任意の日程で動作確認を行うも

のとする。

- イ 上記の結果、本市ネットワーク環境に適合しない、LGWAN サービスでの提供が困難である等の障害が認められる場合は、早急に対応し、障害を解消すること。障害を解決できなかった場合、当該システムは選定対象としない。

### 3. 例規集データベースの構築

#### (1) 例規集データの移行等

- ア 移行作業等の工程を提案書に記載すること。その際、稼働日（平成 30 年 4 月 1 日）までに仮稼働期間を設けること。
- イ 本システムの動作確認を行うこと。
- ウ 本システムの導入は、本市の業務に支障のないように行うものとし、本市所有の施設に損害を与えないこと。

#### (2) データベース化の対象

湖南省例規集の現行・廃止例規（平成 29 年 7 月 13 日内容現在、現行例規約 1,082 件、廃止例規約 300 件）、湖南省例規集をデータベース化した平成 16 年 10 月 1 日以降の過去履歴（例規間リンク及び引用法令へのリンクを含む）、過去原議（約 1,200 件）を対象とする。また、平成 23 年 12 月 20 日以降の改正内容については、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できるとともに、1 つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式及び新旧対照表形式で表示できるものとする。

なお、データベースの構築は受託者の責任によって行うものとし、構築に伴う費用は受託者の負担とする。

#### (3) 資料提供

登載する例規の資料提供方法は次のとおりとする。

##### ア 平成 29 年 7 月 13 日現在の現行例規

本市のホームページ等から入手するものとする。ただし、データの利用は、例規の文字情報（別表、様式、図等を含む。）の利用に限る。

##### イ 過去原議

原議の形（紙又は Word データ）で本市が提供する。なお、過去例規、廃止例規、改正履歴（施行年月日単位）の作成にあたっては、過去原議を基に作成すること。

### 4. 例規データベースシステム

#### (1) 例規検索

##### ア 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号、所管部署から検索できる機能。平成 23 年 4 月 1 日以降の改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できること。

#### イ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能（添付ファイルではなく、データベースの画面で表示すること）。例規本文は、平成 23 年 4 月以降の改正内容について、1 つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式で表示できること。

#### ウ 引用表示機能

例規の引用関係を条項単位で一覧表示できる機能。

#### エ リンク機能

例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能。

#### オ 原議リンク機能

例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議本文表示できる機能。平成 23 年 4 月からシステムに蓄積した過去原議もリンク対象とすること。

#### カ 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等を **RTF** 形式でダウンロード、印刷できる機能。平成 23 年 4 月以降の改正内容については、1 つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式でダウンロードできること。

#### キ 様式出力機能

選択した様式を **RTF** 形式でダウンロード、印刷できる機能。

#### ク 検索結果出力機能

検索条件に合致した例規の一覧を **CSV** 形式でダウンロード、印刷できる機能。検索結果から、複数の例規本文データを一括してダウンロードすることができること。

#### ケ 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて **RTF** 形式でダウンロードできる機能。平成 23 年 4 月以降の改正内容については、1 つ前の施行日時点からの改正箇所を、新旧対照表形式にて **RTF** 形式でダウンロードできること。

#### コ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定（数字・括弧の全角／半角設定（号番号と条文中の表記は個別に設定）が可能であることは必須）ができる機能。

### (2) 例規起案・審査

#### ア 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能。条文編集の際は、税条例のようにページ数の多い例規であっても、ページを切り替えることなく 1 画面で例規全文が表示されること。

#### イ 法制執務支援機能

例規の各構造に対して法制執務上行える改正作業のみを表示する機能。

#### ウ 改正箇所確認機能

本文見え消し形式で編集箇所を確認できる機能。

エ 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能。

オ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能。

カ 原議生成機能

原議を自動生成する機能。複数施行日の改正、附則での改正、等の改正、多段改正形式の原議生成に対応していること。

キ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

ク 原議点検機能

原議構造、日本語表記、形式事項について点検できる機能。

ケ とけ込ませ点検機能

システムで作成した原議をとけ込ませ、とけ込ませた後の条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

コ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能。一部改正については、とけ込ませ後の条文を見え消し形式及び新旧対照表形式で確認できること。

サ とけ込ませ後条文表示機能

とけ込ませ後の条文をシミュレーション表示し、見え消し形式でも確認できる機能  
また、とけ込ませ後条文から、新旧対照表を自動生成できる機能。

シ 原議再構成機能

システムで作成した原議を再構成（複数の原議を1つに統合）する機能。

(3) 例規管理

ア 電子出稿機能

システム上で原議（例規データ更新用原稿）の送信が行える機能。

イ 点検項目設定機能

条文、原議、とけ込ませ点検の際の点検項目を設定できる機能。また、任意の点検用語を設定・管理できる機能。

(4) 過去例規

平成16年10月1日以降の議会定例会ごとの内容現在に切り替えることができ、用語、題名、体系、年月日、種別、番号から詳細に検索・閲覧、ダウンロードができる機能。  
条文中で自例規の他の条項や、他例規の条項、法令の条項を引用している場合は、引用箇所から当該条文にリンクすることができること。

(5) 外部公開用データ

体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できるデータを作成すること。未施

行条文については、別途その一覧及び改正箇所の見え消し表示が可能であること。

## 5. 法令改廃情報提供システム

- (1) 法令改廃情報を原則として官報発行の3営業日後に提供できること。
- (2) 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- (3) 制定・改廃のあった法令本文の表示に加え、改正履歴の見え消し表示や、新旧対照表を参照できること。
- (4) 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- (5) 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
- (6) 制定・改正された法令の概要や、それに伴う例規整備の情報を閲覧できること。

## 6. 法令検索システム

- (1) 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。
- (2) 官報掲載法令を検索・閲覧できること。
- (3) 法令本文は施行日単位での参照を可能とし、1つ前の施行日時点からの改正箇所を改正文言単位の見え消し形式及び新旧対照表形式で表示できること。
- (4) 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
- (5) 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。
- (6) 更新は週に1回以上実施すること。また、内容現在は更新時の1週間前とすること。

## 7. 判例検索システム

- (1) 最高裁発足（昭和22年）以降に発行された公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
- (2) 判例本文から関連する法令を表示できること。

## 8. 法制執務支援サービス

- (1) 法制執務相談  
例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。
- (2) 先行事例提供  
新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

## 9. サポート体制

- (1) 操作マニュアルの提供

本システムの操作マニュアルを提供すること。

## (2) システム操作研修・説明

ア システム導入後、職員に対し年 1 回以上の操作説明研修会を実施すること。操作研修会は、湖南省の要請に応じ、回数を制限することなく実施できること。

イ 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX 等）を設置すること。

## 10. データ更新

湖南省議会定例会終了後にデータ更新を行うこと（年 4 回以上、最大年 12 回）。更新の期限は、改正原稿送付後、30 日以内にデータ更新を完了すること。また、データ更新時に湖南省が提供する原議についてもシステムに登載すること。

## 11. 例規集 CD-ROM（ホームページ公開用データ）の作成

例規データを体系及び五十音から検索できる機能を有した HTML データ CD-ROM をデータ更新の都度作成すること。

## 12. 保守について

- (1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- (2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。
- (4) 災害などで当庁からのインターネット接続が不能になった場合を想定し、パーソナルコンピューターにプログラム及びデータをインストールし、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査機能が利用できること。

## 13. 教育体制

- (1) 本システムについて、契約期間中、本市が依頼した場合は、本市職員に対して操作研修その他必要な研修を行うこと。
- (2) 本システムの操作取扱説明書を無償提供すること。本システムのバージョンアップに伴い内容に変更があったときも同様とする。
- (3) 教育体制の支援があれば提案書に記載すること。((1)の研修を含む。)

## 14. 納入方法

データベースは、データセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

## 15. 納入時期

平成 30 年 3 月 28 日までに納入すること。ただし、本稼働前にシステム及びデータ環境の検証と職員の操作研修を行う必要があるため、平成 30 年 2 月 28 日までに本仕様記載の内容を全て満たす状態のデータベースを提供すること。

ただし、本業務を受託しようとする者が湖南省例規集データベースシステムを初期段階から構築する場合においては、システム運用開始日及び加除式例規集納品時期について提案書に明示するものとし、当該事業者が選定された際に別途協議して決定できるものとする。（システム運用開始日の延期は、最長で平成 30 年 5 月 1 日とする。）

## 16. 見積対象の範囲及び条件

上記各事項を含めた見積対象の範囲及び条件は、次のとおりとする。

### (1) 初期構築費用

ア システム構築費用（「3. 例規集データベースの構築(2)および(3)」で示した件数で積算）

イ サーバ設置費用

### (2) 維持管理費用

ア システム使用料及び保守料

イ 更新データ作成費用（年間 270 件で積算）

ウ 例規集 CD-ROM の作成（データ更新都度 1 枚作成で積算）

## 17. 見積金額の算出方法

見積金額の算出にあたっては、「16. 見積対象の範囲及び条件」で示した例規件数、年間更新件数等を基礎数値として、初期構築費用及び導入初年度を含む 5 年間の必要経費を算出すること。

## 18. その他

### (1) 外部公開用例規データについて

ア データ更新ごとに、本市 WEB サイト掲載用の例規データ（HTML）を更新すること。

イ 体系検索、五十音検索、簡易用語検索が可能であること。

ウ 例規内リンク（該当条・項・号、該当別表・様式）及び例規間リンク（該当条・項）の機能があること。

エ 様式のダウンロードが可能なこと。

### (2) 著作権について

例規データ、システムからの出力データの著作権は、本市に帰属するものとする。

### (3) 疑義の決定について

本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、両者で協議の上、誠意をもって解決すること。